

答 申 第 1 4 0 号
平成15年8月29日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年12月5日付け文書第170号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

平成14年9月26日付けで提起された、平成14年9月17日付け文書第
37号の56による行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定につい
て

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成 1 4 年 9 月 1 7 日付け文書第 3 7 号の 5 6 で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 平成 1 4 年 5 月 1 0 日付け文書第 4 6 号の決定書の送達においては、知事印の印影のある決定書原本を印影を含めてそのまま複写したもの（以下「決定書原本そのものの写し」という。）でないものを「決定書の謄本」として送付している。このような行政文書を謄本であるとして原本証明のための知事印を使用したことに関する記録が対象の行政文書であり、そのような行政文書が存在する。

イ 上記行政文書を異議申立人に郵送するための書類が対象の行政文書である。

ウ 謄本として送付するには知事の決裁が必要であり、それと違う文書を送付したのなら、有印虚偽公文書作成、同行使の違法行為があり、それを隠すための不開示決定は許されない。

エ 決定の送達の事例として、平成 1 5 年 1 月 3 0 日付け市第 1 3 3 6 号の決定書の謄本送付があるが、これは、実施機関が平成 1 5 年 1 月 2 1 日付け文書第 2 0 7 号の理由説明書で主張する送達の方法と違っており、「決定書原本そのものの写し」に原本証明したものを送付している。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 行政文書開示請求、不開示決定及び異議申立てについて

ア 異議申立人は、平成 1 4 年 9 月 1 1 日付けで、「平成 1 4 年 5 月 1 0 日付け文書第 4 6 号『異議申立て（決定）』による決定書原本と違う書類を謄本とした根拠のわかる書類及び謄本として送付した根拠のわかる

書類」（以下「本件対象文書」という。）の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ これに対して、請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成したことがない）ことを理由として、本件不開示決定を行った。

ウ 異議申立人は、本件不開示決定の取消しを求めて、平成14年9月26日付けで本件異議申立てを提起した。

(2) 異議申立ての理由について

ア 異議申立人の主張内容は必ずしも明らかではないが、要するに、決定書原本そのものの写しに原本証明しなければ謄本とはいえないとの理解を前提としているように思われる。

確かに、異議申立人に送付した謄本は決定書原本そのものの写しに原本証明したものではないが、そもそも謄本とは原本の記載内容の全部を写し、権限ある者が認証したものをいうものであって、謄本としての認証部分以外の部分に知事印の印影があるかないかは謄本の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。

また、異議申立人が「決定書原本下書き」あるいは「下書きに加筆したものを決定書原本の謄本としている」と主張する理由は不明であるが、知事が作成した決定書の謄本は下書きに加筆したものではないので、「下書きに加筆したものが謄本であるとして知事印を使用したことに関する記録が対象の行政文書」であるとするが、そのような行政文書はもともと存在しない。

イ 次に、異議申立人は、「上記『決定書原本下書きに加筆したものを謄本』として異議申立人に郵送するための書類が対象の行政文書である。」と主張するが、異議申立人に送付した謄本は決定書原本下書きに加筆したものではないので、異議申立人のいう行政文書は存在しない。

ウ また、異議申立人は、「謄本として送付することについては知事の決裁印があり、それと違う文書を送付したのなら、有印虚偽公文書作成、同行使の違法行為であり、それを隠すための不開示決定は許されない。」と主張する。その意味するところは必ずしも明らかではないが、異議申立人に送付した謄本は決裁後に作成した原本に基づき作成されたものであり、その過程で異議申立人が主張するような違法行為は何ら行われておらず、これを隠す必要もない。異議申立人の主張は独自の見解に基づくもので、何ら根拠のないものである。

(3) 不開示の理由について

ア 行政不服審査法（昭和37年法律第169号）に基づきなされた異議

申立てに係る決定については同法第48条により審査請求の規定が準用され、同法第41条第1項により、決定は書面で行い、かつ、理由を付し、処分庁がこれに記名押印しなければならないこととされ、また、同法第42条第2項により、決定書の送達は、送達を受けるべき者に決定書謄本を送付することによって行うべきこととされている。

イ そこで、異議申立人に対し決定書の原本の記載内容を忠実に複製した謄本を作成し、原本証明（知事印を押印）を行った上で送付しており、決定書原本の記載内容と異なる謄本を送付した事実はない。

ウ したがって、異議申立人が行政文書開示請求書に記載した「平成14年5月10日付け文書第46号『異議申立て（決定）』による決定書原本と違う書類を謄本とした根拠のわかる書類及び謄本として送付した根拠のわかる書類」を作成する必要はなく、作成もしておらず、保有もしていない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、平成14年5月10日付け文書第46号「異議申立て（決定）」による決定書（以下「本件決定書」という。）に関して、決定書原本と違う書類を謄本とした根拠のわかる書類及び謄本として送付した根拠のわかる書類である。

イ 本件異議申立ては、平成13年12月19日付け異議申立てに対する決定の送達に係る行政文書の開示請求に関するものであるが、行政不服審査法第48条により準用される同法第42条第2項によれば、決定の送達は決定書の謄本を送付することによって行うものとされる。

(2) 本件対象文書の不存在について

異議申立人は、本件請求を行い、異議申立書において、上記2(2)ア及びイのとおり主張し、さらに、「平成15年1月30日付け市第1336号の決定の送達の事例は、決定書謄本が決定書原本そのものの写しに原本証明したものが使用されているのであるから、本件においても、決定書の謄本は知事印が押してあるもの（原本）の写しに、原本証明したものでなければならない」と主張する。

しかし、決定書の謄本とは原本に忠実に作成され、原本と相違ない旨の認証（原本証明）文言及びその権限を有する者の記名押印があれば足りるものであり、本件送達に違法があるものと解されるものではなく、実施機関

においては、一般に、そのような決定の送達も行われていることが認められる。

また、本件決定書は決裁文書に基づいて作成され、その謄本も当該決裁文書に基づき作成、送付されているのであるから、実施機関としては当該決裁文書による決裁以外に特段の措置を執ってはならず、したがって、異議申立人が開示請求するような行政文書が存在するものでない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14.12.5	諮問書の受理
15.1.21	実施機関の理由説明書の受理
15.6.20	審議
15.7.18	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡 浩	城西国際大学講師	部 会 長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年7月18日現在)